

2025 年 9 月

お客さま 各位

株式会社東京スター銀行

## 在留資格や在留期間変更時の在留カードご提示のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、法令に基づき外国籍のお客さまには、新規口座開設時に在留カード等により在留資格や在留期間(満了日)を確認させていただいております。

当行の口座開設後に在留資格の変更や在留期間を更新された場合には、更新後の在留カードを当行店頭にてご提示いただくか、当行から該当のお客さま宛てにお送りする在留資格や在留期間の確認に関するご案内書面をご確認のうえ、郵送にて在留カードの写しをお送りいただきますようお願いいたします。

なお、在留期間満了日までに当行が更新後のお客さまの在留資格や在留期間を確認できない場合には、預金規定に基づきお取引の一部または全部を制限させていただくことになるため、速やかなお手続きへのご協力をよろしくお願いいたします。

### 【制限させていただくお取引】

- 店頭、ATM、東京スターダイレクト（インターネットバンキング）、テレホンバンクでの
- ・ 出金取引（ローンカードによる出金を含む）
  - ・ 振込取引
  - ・ デビットカード等の引き落とし
  - ・ 東京スターダイレクト（インターネットバンキング）でのローンの繰上返済、追加のお借り入れ

### 【制限開始時期】

在留期間（満了日）の夜間

### 【お問い合わせ先】

株式会社東京スター銀行 事務集中部 集中事務  
電話番号 0120-73-0701（平日 9：00～17：00）

口座、キャッシュカード、インターネットバンキングの ID・パスワードなどの売買・譲渡は犯罪です。絶対に行わないでください。